（四）

使　う　方　へ　の　注　意

1．この票を持っている方が診療を受けられる期間は、第一面の有効期間内です。
2．保険医療機関等について診療を受けようとするときには、必ずこの票をその窓口で渡してください。この場合には、その傷病の療養が終わるまでこの票は保管されて療養が終ってから所要の事項が記入されて返付されます。
3．この票で診療を受けたときは、次の額をそのつど支払ってください。
(1)　保険診療の費用(⑵の費用を除く。)の３割に相当する額
ただし、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで)の場合は２割に相当する額、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は２割(ただし、昭和19年４月１日までに生まれた方は１割)に相当する額となります。
(2)　入院時の食事療養又は生活療養に要する費用　定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額
4．次の日以後は、この票では診療を受けられません。
(1)　適用除外の承認を受け、健康保険法第３条第２項の規定による被保険者とならないこととなった日以後
(2)　健康保険被保険者手帳の返納の日の翌日以後
5．この票では、業務上や通勤災害による傷病については、診療を受けられません。
6．不正にこの票を使用したときは、刑法で罰せられ、また、費用を返さなければなりません。

保　険　医　療　機　関　等　の　注　意

第一面の有効期間外の期間については、この票では診療を行うことはできません。